

令和7年度兵庫県健康福祉事務所における検体検査業務 仕様書

1 業務の内容

以下の内容の検査及びその結果通知等を委託する。

(1) 検査

別表1に掲げる兵庫県健康福祉事務所（以下「健康福祉事務所」という。）で実施する結核患者接触者等を実施するインターフェロン- γ 産生能試験及び肝炎ウイルス検査。

- ① インターフェロン- γ 産生能試験は、QuantiFERON[®] T B ゴールドプラス検査、T-スポット[®] TB 検査とする。
- ② 肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。
- ③ B型肝炎ウイルス検査は、HB s 抗原検査、HB s 抗体検査、HB e 抗原検査とする。
- ④ C型肝炎ウイルス検査は、HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査とする。
- ⑤ HCV抗体検査は、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。
- ⑥ HCV核酸増幅検査は、あらかじめ専用容器に採血した検体により、HCV抗体検査において中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。
- ⑦ 抗酸菌検査は、塗抹検査、分離培養検査（小川培地法）、同定検査（質的分析法）とする。

(2) 採血及び集荷

- ① インターフェロン- γ 産生能試験は、健康福祉事務所と日程を協議のうえ、健康福祉事務所が検査に必要な量の血液を採取した後、その血液を健康福祉事務所が指定する日時、場所に集荷すること。
- ② 肝炎ウイルス検査は、別表2に掲げる検査受付日において、健康福祉事務所が検査に必要な量の血液を採取した後、その血液を健康福祉事務所が指定する日時、場所に集荷すること。
- ③ 抗酸菌検査は、健康福祉事務所と日程を協議のうえ、健康福祉事務所が検体を採取した後、その検体を健康福祉事務所が指定する日時、場所に集荷すること。

(3) 採血容器

貴社指定の検査に必要な容器をあらかじめ健康福祉事務所の要求に応じて提供すること。

(4) 結果

検査結果は、原則、1週間以内に各健康福祉事務所あて通知すること。ただし、肝炎ウイルス検査において核酸増幅検査を実施する場合は2週間以内、抗酸菌検査において分離培養検査、同定検査を実施する場合は3カ月以内に健康福祉事務所あて通知すること。

(5) 検査料金の請求

検査料金は、健康福祉事務所毎に月末締めで、受注者の発行する請求書により当該健康福祉事務所に請求すること。

2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

3 検査の見込み件数

- (1) インターフェロン- γ 産生能試験は、QuantiFERON[®] T B ゴールドプラス検査は825件、T-スポット[®] TB 検査は100件を見込んでいる。
- (2) 肝炎ウイルス検査は、HB s 抗原検査は215件、HCV抗体検査は215件、HCV核

酸増幅検査は1件、HBs抗体検査は1件、HBc抗原検査は1件、抗酸菌塗抹検査は15件、抗酸菌分離培養検査は15件、抗酸菌同定検査は15件を見込んでいる。

- (3) 見込み件数は過去の実績から算定したものであり、契約期間内において現に実施する件数ではない。

4 受託体制

- (1) 受託者は、受託検査の検査方法などの変更が発生した場合は、速やかに疾病対策課及び各健康福祉事務所に連絡し、混乱が生じないよう対処すること。また、状況によっては変更前の検査方法で継続受託が出来ること。
- (2) 受託者は、疾病対策課及び各健康福祉事務所からの検査項目やその他の問い合わせに対し、迅速な対応ができること。
- (3) 受託者は、業務を自ら行い、第三者にその取り扱いを行わせてはならない。ただし、事前に承諾を得て再委託を行う場合は業者所定の検査案内書に明示すること。
- (4) 検体の収集は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律等で規定する休日を除く毎日を基本とする。
ただし、法律等で規定する休日を除く日であっても、検体を収集できない日（年末年始や祝日の前日）がある場合は、予め各健康福祉事務所と連絡を取り、調整すること。
- (5) 検体の収集は、温度別に管理された容器による温度管理を行い、検査過誤及び変質の防止に配慮した方法で実施すること。

5 精度管理

- (1) 関係法規の遵守
受託者は、医療法、医師法及び臨床検査技師法等に関する法律を遵守すること。
- (2) 従業員
受託者は、受託業務を円滑に遂行するために、受託する業務の種類、数量に応じた知識および技術を有する臨床検査技師の資格を有する従事者を配置するものとする。なお、やむなく検査員を変更しようとする時は、質の低下を招かないよう配慮すること。
- (3) 精度管理責任者
受託者は、専ら精度管理を職務とする者として、検査業務に関し相当の経験を有し、かつ、精度管理に関し相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師に精度管理を指導させるものとする。
- (4) 標準作業書及び検査案内書、台帳
受託者は、受託業務の適正化及び標準化を図るため、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第14項に規定する標準作業書を常備し、従業員に周知徹底させるとともに、受託業務の内容、方法等を明確にするため、同規則同条第13項に規定する検査案内書及び第16項に規定する台帳を作成、常備し、必要時には提出するものとする。

6 守秘義務及び検体逸失防止

- (1) 検体等には個人情報を含むこともあるため、業務上知り得た情報を他人に知らせてはならない。
- (2) 検体は再採取が不可能なものがあるため、検体の逸失を防止するため細心の注意を払わなければならない。
- (3) 上記2項目については、契約書に特記することとし、検体逸失に関しては、契約時に事故防止策を兵庫県に提示することとする。

7 その他

- (1) 受託者は、事業開始前に各健康福祉事務所に対し、検査に関する留意事項、検体集荷方法等の説明を行うこと。

- (2) 検体の取扱いは、特に慎重を期すること。
- (3) 受託者が検体集荷のために健康福祉事務所に入る際は、身分を証明できる社員証等の身分証明書を携帯し、名札等を着用すること。
- (4) その他、本仕様でない事項については、疾病対策課及び各健康福祉事務所の職員の指示に従う。
- (5) その他、契約に関して、上記に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日 兵庫県規則第 31 号）によるほか、契約者と協議の上決定することとする。

健康福祉事務所一覧

機 関 名	担当課	住 所	電話番号
芦屋健康福祉事務所	地域保健課	芦屋市公光町1-23	0797-26-8152
宝塚健康福祉事務所	健康管理課	宝塚市東洋町2番5号	0797-62-7304
伊丹健康福祉事務所	健康管理課	伊丹市千僧1-51	072-785-2371
加古川健康福祉事務所	健康管理課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-422-0002
加東健康福祉事務所	健康管理課	加東市社字西柿1075-2	0795-42-9436
中播磨健康福祉事務所	地域保健課	神崎郡福崎町西田原235	0790-22-1234
龍野健康福祉事務所	健康管理課	たつの市龍野町富永1311-3	0791-63-5140
赤穂健康福祉事務所	地域保健課	赤穂市加里屋98-2	0791-43-2321
豊岡健康福祉事務所	健康管理課	豊岡市幸町7-11	0796-26-3660
朝来健康福祉事務所	地域保健課	朝来市和田山町東谷213-96	079-672-6867
丹波健康福祉事務所	健康管理課	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3765
洲本健康福祉事務所	健康管理課	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2062

別表 2

令和 7 年度肝炎ウイルス検査受付日程（案）

健康福祉事務所	区分	実施日程等	受付時間	備考
芦屋健康福祉事務所	平日	第 2 ・ 4 水曜日	13時30分～14時00分	
宝塚健康福祉事務所	平日	第 1 ・ 3 木曜日	9時20分～10時05分	令和 8 年 1 月：第 2 ・ 4 木曜日を実施。それ以外の月は定例日（第 1 ・ 3 木曜日）を実施。
伊丹健康福祉事務所	平日	第 1 ・ 3 木曜日	13時15分～14時00分	ただし、4 ・ 1 月は第 2 ・ 3 木曜日、3月は第 1 ・ 2 木曜日を実施
加古川健康福祉事務所	平日	第 2 ・ 4 水曜日	9時10分～10時15分	12 ・ 3 月：第 1、2 水曜日、2月：第 3、4 水曜日
加東健康福祉事務所	平日	第 1 ・ 3 木曜日	13時30分～14時10分	
中播磨健康福祉事務所	平日	第 1 ・ 3 水曜日	9時30分～11時30分	
龍野健康福祉事務所	平日	第 2 ・ 4 金曜日	13時15分～14時30分	
赤穂健康福祉事務所	平日	第 1 ・ 3 火曜日	9時20分～11時00分	
豊岡健康福祉事務所	平日	第 2 ・ 4 火曜日	9時15分～11時15分	
朝来健康福祉事務所	平日	第 1 ・ 3 木曜日	13時30分～14時30分	
丹波健康福祉事務所	平日	第 2 ・ 4 木曜日	13時10分～14時10分	庁舎改修工事による移転のため、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日については HIV 検査中止。
洲本健康福祉事務所	平日	第 2 ・ 4 火曜日	9時30分～11時30分	